

令和3年度大口町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1. 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）に基づき、法第2条第4項に規定する障害者就労施設等からの本町における物品及び役務（以下「物品等」という。）の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者の自立の促進に資することを目的とする。

2. 適用範囲

この方針は、本町の全ての組織を対象とする。

3. 調達の対象品目

対象となる物品等は、障害者施設等が提供する物品等とする。

4. 調達の目標

令和2年度優先調達の目標を、次のとおり設定する。

目標額6,400千円

5. 調達の推進方法

(1) 調達の推進に必要な情報の提供

障害者就労施設等が供給できる物品等については、適宜、収集を行い、各所属へ情報提供を行う。

(2) 障害者就労施設等の受注機会増大のための措置

新たに物品等を調達する場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。

(3) 随意契約による調達

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に規定する随意契約を積極的に活用する。

6. 調達実績の公表

年度終了後、調達実績の概要を取りまとめ、町ホームページ等により公表する。

7. 方針に関する担当窓口

この方針に関する担当は、健康福祉部福祉こども課とする。